

戸建て木造住宅の

固建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

耐震診断・設計・建替え費用補助

戸建て木造住宅の耐震化を促進し、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、耐震診断・耐震設計・耐震建替えを行う住宅の所有者に対して費用の一部を補助します。

条件

- ①阿蘇市内に存在する戸建て木造住宅で、現に居住の用に供しているもの(アパートは含まない)
- ②在来軸組構法によって建築された地上階数が2以下の住宅
- ③昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(一部併用住宅を含む)、また昭和56年5月31日以降に建築された住宅は、平成28年熊本地震により罹災(罹災証明書等)したことがわかる住宅
- ④熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業の耐震診断(一般診断)を受け、耐震性能を満たしていない(上部構造評価点が1.0未満)住宅

対象者

補助対象住宅の所有者で、市税等の滞納がない人
住宅の共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

補助金額

- 耐震診断 診断に要する経費の2/3以内の額で、1戸につき8万8千円を限度
 - 耐震設計 設計に要する経費の2/3以内の額で、1戸につき20万円を限度
 - 耐震建替え 建替えに要する経費の23%以内の額で、1戸につき60万円を限度
- ※募集戸数はそれぞれ1戸ずつ、先着順
※耐震診断・設計および建替えに要する経費を超える費用は自己負担です。

受付期間

令和3年5月10日(月)～12月3日(金)(土・日・祝日は除く)
午前9時～午後4時
※市役所 土木部 建設課 建築営繕係までお越しください。



この春ランチメニューが変わりました!!

新メニューと新たに入浴とのセット券もご用意いたしました。

	ランチのみ	ランチ入浴セット
あか牛丼	1,890円	2,000円 通常価格から340円もお得!
あか牛ハンバーグ	1,850円	2,000円 通常価格から300円もお得!
ちゃんぽん	900円	1,100円 通常価格から250円もお得!

■営業時間 11:30～14:00(オーダーストップ13:30)

テイクアウトを始めました!!

オードブル		寿し盛	鯛の塩釜焼き
お刺身なし	お刺身あり		
6,500円	8,600円	6,000円	5,500円

■要事前予約 料金等詳細はお問い合わせください。

天然温泉 仙酔峡温泉であたたまる♪

日帰り入浴 大人(中学生以上)450円、小学生250円
(ふろの日 大人(中学生以上)250円、小学生250円)
ご利用時間 11:00～21:00(受付終了20:00)

※新型コロナウイルス感染症拡大の緊急事態宣言発令等により、時間短縮する場合があります。

■掲載の料金はすべて消費税が含まれています。
■掲載の写真・イラストはすべてイメージです。

かんぽの宿 阿蘇 TEL0967-22-1122

かんぽの宿 検索

FAX0967-22-3586
熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936

広告

危険ブロック塀の

問建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

撤去・改修費用補助

安全で安心なまちづくりのために、危険ブロック塀の所有者に対して撤去および改修工事の費用の一部を補助します。

条件

- ①避難通路に面する道路(※1)で、道路面からの高さが80 cm以上のブロック塀
- ②高さが60 cm以上のブロック塀
- ③点検の結果、市で安全対策が必要と判断したブロック塀

※1 避難通路に面する道路については、建設課までお問い合わせください。

対象者

危険ブロック塀の所有者で、市税等の滞納がない人
共有者がいる場合は、事業の実施について全員の承諾が得られる人

補助金額

- ブロック塀の撤去 1メートル当たり1万2千円、
全体で20万円を限度
- ブロック塀の改修 1メートル当たり1万5千円、
全体で10万円を限度

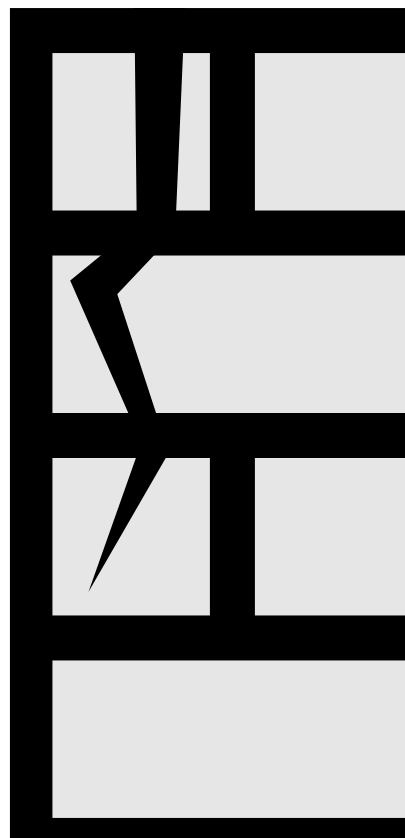
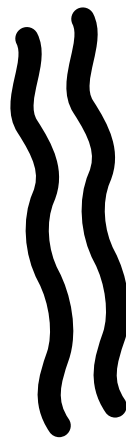
※募集件数は撤去6件・改修3件、先着順

受付期間

令和3年5月10日(月)～12月3日(金) (土・日・祝日は除く)

午前9時～午後4時

※市役所 土木部 建設課 建築営繕係までお越しください。



阿蘇温泉病院
でも検査が
出来ます

(LAMP法検査)
新型コロナウイルス
遺伝子検査

8:00~14:00の
受付であれば
当日の内に
結果が出ます

※PCR検査と同等精度の検査です。抗原検査ではありません。

まずはお電話下さい! 阿蘇温泉病院 ☎ 0967-32-0881

軽自動車税の障がい者減免申請は

5月31日(月)まで

☎ 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

障がい者が所有し使用する軽自動車などは、障がいを克服し積極的に社会参加ができるよう軽自動車税が減免されます。

に必要な書類をご確認のうえ、5月31日(月)までに申請してください。

軽自動車税の減免を希望する場合は、申請

※減免の対象(障がいの等級・程度)は、税務課にお問い合わせください。

手続方法

申請に必要な下記書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口で申請してください。提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。前年度に減免を受けた人も新たに手続きが必要となります。

減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類

(○…必要 △…該当する場合に必要)

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な人などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者		
所有者	身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは知的障がい者、精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む) (所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障がい者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子の昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障がい者手帳(原本)、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款(もしくは定款変更認可書)の写し ③自動車運行状況書 ④写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書・通学・通所証明書・生業などの証明書		△	△		

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な人へ

地方税の猶予制度があります

問 税務課 収税係
☎ 22-3148

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、阿蘇市税務課収税係にご相談ください。

ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ケース2 本人または家族が病気にかかった場合

納税者本人または生計を同じにする家族が病気にかかった場合

ケース3 事業を廃止し、または休止した場合

納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

ケース4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、阿蘇市税務課収税係にご相談ください。



訪問美容サービス

ご高齢の方、その他事情により美容室に行くことが困難な方はお電話ください。出張料金 阿蘇市のみ無料

カット ¥3,000 他パーマ&毛染め

☎ 0967-22-4334

株式会社 アステール

要予約

営業時間 9:00 ~ 17:00

狂犬病予防注射巡回日程

- ・身体的距離の確保、マスクの着用、手指消毒等の新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。
- ・最寄りの巡回場所以外でも予防注射を受けることができます。
- ・巡回日に接種できない場合は、動物病院や獣医師に直接依頼し、必ず注射を受けてください。(診察代などは各動物病院でご確認ください)

5月9日(日) ~ 16日(日)
 岡市民課 生活衛生係
 ☎ 22-3135

	日 時	実施場所	主な地区	
5月9日(日)	午前	9:00 ~ 9:25	赤水公民館	赤水
		9:40 ~ 10:00	旧乙姫小学校正門前	乙姫
		10:10 ~ 10:20	下西黒川公民館	下西黒川
		10:30 ~ 10:40	浜神社	上西黒川
		10:50 ~ 11:10	眼科古嶋医院東側駐車場	坊中
	午後	11:20 ~ 11:40	竹原公民館	竹原
		11:50 ~ 12:00	成川集会所	成川
		12:50 ~ 13:00	黒川千丁公民館	黒川千丁
		13:10 ~ 13:20	浜川公民館	浜川
		13:30 ~ 13:40	内牧5区公民館	内牧
13:50 ~ 14:10	内牧保育園横駐車場			
14:15 ~ 14:20	内牧1区公民館			
5月10日(日)	午前	9:00 ~ 9:10	車帰公民館	車帰
		9:20 ~ 9:30	的石公民館	的石
		9:40 ~ 9:50	跡ヶ瀬コミュニティセンター	跡ヶ瀬
		10:00 ~ 10:10	産神社	狩尾3区
		10:20 ~ 10:30	狩尾2区公民館	狩尾2区
	午後	10:40 ~ 10:50	狩尾1区公民館	狩尾1区
		11:00 ~ 11:10	成瀬建設資材庫前	宇土
		11:20 ~ 11:30	折戸コミュニティセンター	折戸
		11:40 ~ 11:50	下り山水源公園	内牧
		12:45 ~ 12:55	西小園公民館	西小園
5月11日(日)	午前	13:05 ~ 13:15	ふれあいプラザ北外輪	西湯浦
		13:25 ~ 13:35	湯浦公民館	湯浦
		13:45 ~ 13:50	南宮原公民館	南宮原
	午後	14:00 ~ 14:10	宮の森公園	今町・黒流町
		14:20 ~ 14:30	下の原公民館	下の原・新村
		9:00 ~ 9:10	枳公民館	枳
5月11日(日)	午前	9:20 ~ 9:30	永草公民館	永草
		9:40 ~ 9:50	下谷公民館	乙姫
		10:00 ~ 10:10	阿蘇ハイランド案内板前	
		10:20 ~ 10:30	南黒川公民館	南黒川
		10:40 ~ 10:50	J A 阿蘇黒川支所北側倉庫	元黒川
	午後	11:00 ~ 11:10	北黒川公民館	北黒川
		11:20 ~ 11:30	東黒川公民館	東黒川
		11:40 ~ 11:55	西町公民館	西町
		12:50 ~ 13:10	市コミュニティセンター	役犬原
		13:20 ~ 13:30	塩塚公民館	塩塚
5月11日(日)	午後	13:40 ~ 13:50	下西河原公民館	中通
		14:00 ~ 14:10	原口公民館	

	日 時	実施場所	主な地区	
5月13日(日)	午前	9:00 ~ 9:05	深葉集会所	深葉
		9:35 ~ 9:40	茗ヶ原地区ごみ集積所隣	茗ヶ原
		10:10 ~ 10:15	荻の草橋	荻の草
		10:50 ~ 11:00	阿蘇品消防倉庫前	北坂梨・三野
		11:10 ~ 11:20	古城2区公民館	
	午後	11:30 ~ 11:40	古城1区公民館	坂梨
		11:50 ~ 12:00	馬場公民館	
		13:00 ~ 13:15	小池公民館	小池
		13:25 ~ 13:35	小倉消防小屋前	小倉・西小倉
		13:45 ~ 13:55	山田公民館	山田・原の口
5月14日(日)	午前	14:05 ~ 14:10	鷲の石公民館	鷲の石
		14:20 ~ 14:30	小野田農村公園	小野田町・本村
		9:00 ~ 9:10	佐渡ヶ迫スクールバス停	中道
		9:20 ~ 9:30	遊雀集会所	遊雀
		9:40 ~ 9:50	立塚集会所	立塚
	午後	10:00 ~ 10:10	横堀集会所	横堀
		10:35 ~ 10:45	波野支所	楢木野
		10:55 ~ 11:05	滝水駅前	滝水
		11:15 ~ 11:25	中江ふれあい館	中江
		11:35 ~ 11:45	仁田水集会所	仁田水
5月16日(日)	午前	13:00 ~ 13:10	古城公民館	手野
		13:20 ~ 13:30	屋敷バス停横	
		13:40 ~ 13:45	古城6区公民館	中通
		13:55 ~ 14:05	片隅公民館	
		14:15 ~ 14:25	中通公民館	
	午後	9:00 ~ 9:10	波野駅前広場	大道
		9:20 ~ 9:30	赤仁田集会所	赤仁田
		9:45 ~ 9:55	小園集会所	小園
		10:05 ~ 10:20	小地野集会所	小地野
		10:30 ~ 10:35	志賀商店専用駐車場	笹倉
5月16日(日)	午前	10:50 ~ 11:00	坂の上バス停南側	坂の上
		11:20 ~ 11:40	坂梨公民館	坂梨
		11:50 ~ 12:00	旧坂梨小学校前	
		12:50 ~ 13:00	農業構造改善センター	宮地
		13:10 ~ 13:15	西古神団地前公園	
	13:25 ~ 13:45	一の宮社会教育センター		
	13:55 ~ 14:05	商工会一の宮支所		
	14:15 ~ 14:25	西3区公民館		
	5月16日(日)	午後	14:35 ~ 14:50	阿蘇市役所本庁駐車場

○ 犬の散歩中のフンは、飼い主のマナーとして必ず家に持ち帰り後始末をしましょう。

○ 飼い犬の放し飼いは、犬の苦手な人や子どもにとって大変な恐怖です。飼育の際は、犬が逃げ出さないよう注意してください。

犬を飼育する際の注意点

○ 鑑札と注射済票の装着
 犬の登録をしたときに交付される「鑑札」と、狂犬病予防注射を接種したときに交付される「注射済票」を飼い犬の首輪につけましょう。犬が迷子になったときに、番号から飼い主を特定できますので、飼い主の元に戻る可能性が高くなります。

▽ 注射済票代 500円

▽ 注射代 2800円

② 狂犬病予防注射の接種(年に1回)

▽ 登録料 3000円

① 犬の登録(生涯に1回)
 生後91日以上の犬は、市へ登録が必要ですが、また、犬が死亡した場合は、直ちに市民課に届け出てください。飼い主が変わった場合も同様です。

犬の飼い主には、次のことが義務づけられています

献血功労者に

感謝状を贈呈します

☎ ほけん課 ☎ 22-3145

長年にわたり社会奉仕の一環として500回以上の献血にご協力いただいた人に対し、感謝状を贈呈します。該当する人はほけん課に5月31日(月)までに申し出てください。

個人情報保護の観点から、受付は本人からの申し出のみ。献血回数がかかるものがが必要です。献血カードの紛失等で回数を証明するものがない人は、熊本県赤十字血液センター (☎096・384・6725)にお問い合わせください。



なみの高原やすらぎ交流館の

申請方法・使用料金が
変わりました

☎ 観光課 観光企画係 ☎ 22-3174

指定管理期間満了に伴い、やすらぎ交流館は当面の間、市が運営します。

申請方法 観光課または波野支所に申請書を提出してください。

使用料金 市HPをご覧ください。

開館時間 9:00～22:00

※会議や研修、レクリエーション等の宿泊を伴わない利用に限ります。



市HP

なみの高原やすらぎ交流館

サウンディング型市場調査

☎ 観光課 観光企画係 ☎ 22-3174

やすらぎ交流館は都市と農村の交流施設です。施設のさらなる有効活用を目的とし、サウンディング型市場調査(対話型意向調査)を実施し、民間事業者等からの視点で公共サービスを見直す独創的なアイデアを広く募集しています。

サウンディング型市場調査とは？

公有地等の活用検討の初期の段階において、民間事業者から当該地の活用方法について、事前に意見や提案を聞くこと(対話)により、当該地の市場性や活用条件等をあらかじめ把握するものです。

サウンディングの参加資格

交流館の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループ。

※応募資格の詳細は市ホームページに掲載している実施要領をご確認ください。

※申込用紙等は、市ホームページに掲載しています。



市HP

今後のスケジュール

